

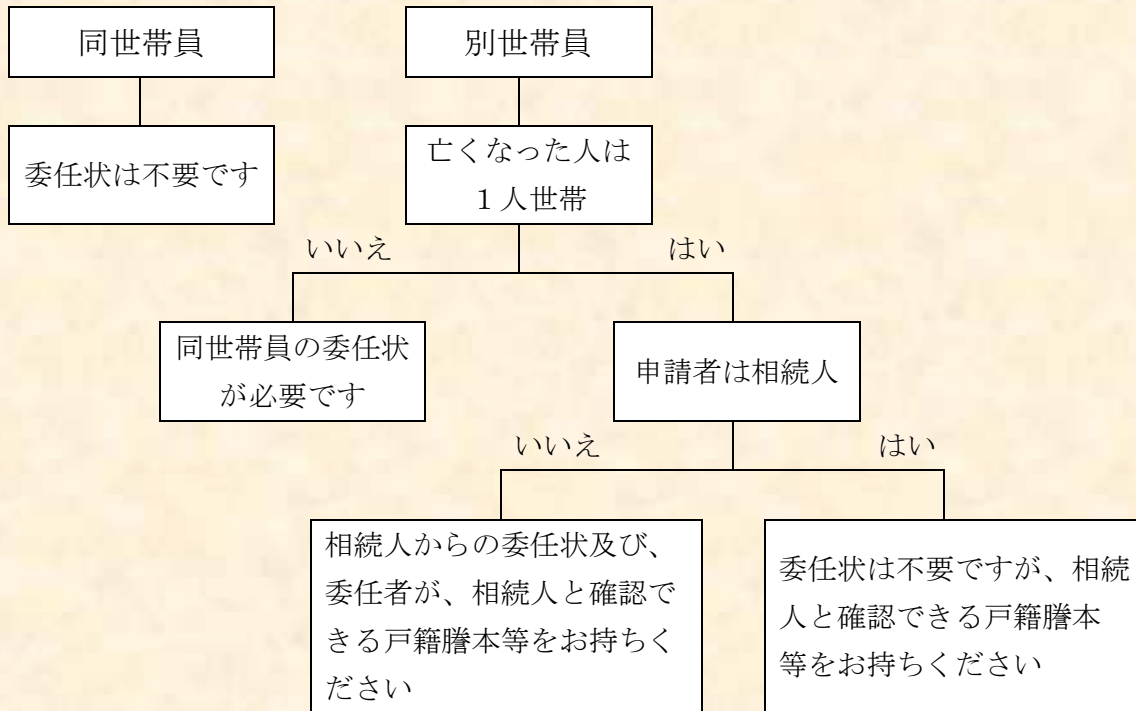
戸籍謄本、住民票の取得方法

亡くなった人の証明書を発行する際に、申請者との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。下記のフローチャートをご参考ください。

また、委任状の様式は、14ページに載せていますのでご利用ください。

1、住民票の発行

申請者と亡くなった人との関係



2、戸籍の発行（本籍地市区町村で発行する場合）

※本籍地以外の方が請求する方法は2ページに載せています。

※兄弟姉妹、甥姪は直系親族ではありません。

※死亡届を提出してから死亡の記載が戸籍に反映されるまで10日以上かかる場合がございます。

